

高額療養費等(70 歳以上)の支給における

所得区分の基準の見直しについて

○国民健康保険法施行令の一部改正

健康保険法第 115 条第 1 項等に規定する医療保険の高額療養費及び同法第 115 条の 2 第 1 項等に規定する高額介護合算療養費に関する自己負担については、医療保険各法施行令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められています。

国民健康保険においては、国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 4 項第 6 号で定められています。

高額療養費及び高額介護合算療養費(70 歳以上)の所得区分について、前年の公的年金等収入金額が 80 万円以下であることが基準の一部として設けられていますが、令和 6 年の国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 26 条に規定する老齢基礎年金(満額)が 80 万円を超えることから、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うものです。

改正内容は、「高額療養費(70 歳以上)の支給における所得基準の一部について、令和 7 年 8 月より 80 万円から 80.67 万円に見直すこと。」となります。

また、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給において標準負担額の減額の対象者として定められている区分についても、本見直しを適用するものです。

なお、老齢基礎年金支給額に応じて、次年度以降も同様の改正を行う見込みです。

この国民健康保険法施行令の一部改正に伴う、入間市国民健康保険条例等の関連条例への改正はありません。

70歳以上75歳未満 高額療養費 自己負担限度額

適用区分		ひと月の上限額 外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	25万2,600円+(医療費-84万2,000)×1%	
	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上	16万7,400円+(医療費-55万8,000)×1%	
	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-26万7,000)×1%	
一般	年収156万円～約370万円 標報26万円以下/課税所得145万円未満など	18,000円 (年14万4,000円)	57,600円
低所得者Ⅱ	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	Ⅰ住民税非課税世帯 年金収入80万円以下 など)		15,000円

年金収入80.67万円に見直し

※高額介護合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費における低所得Ⅰ区分も同様の措置を行う。